

「横浜市工場立地法地域準則条例の一部改正」について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」（平成 23 年 8 月 30 日公布）の施行に伴い、「工場立地法」（以下「法」という。）に関して、平成 24 年 4 月から、「都道府県及び政令市」が有する条例による緑地面積率等に関する地域準則の制定権限及び関連事務が、「すべての市（町村は除く）」に移譲されることとなりました。

この法改正に伴い、「横浜市工場立地法地域準則条例」（以下「条例」という。）で引用する法の規定の名称変更及び項ずれが生じたため、整合を図るよう改正を行います。

なお、本市を含む政令市については、今回の法改正以前より、すでに「大都市の特例」により権限委譲を受けているため、本市事務への影響はありません。

<法改正前>

地域準則（法第 4 条の 2 第 1 項）
【都道府県・政令市が制定できる】

<法改正後>

都道府県準則（法第 4 条の 2 第 1 項）
【町村の区域に適用】

市準則（法第 4 条の 2 第 2 項）
【市の区域に適用】

2 改正の内容

（1）題名の変更（「横浜市工場立地法地域準則条例」→「横浜市工場立地法市準則条例」）

市が定めることとなる準則の名称が、法の条文において「地域準則」から「市準則」に改められたことに伴い、題名を変更します。

また、この題名変更に伴い、横浜みどり税条例第 5 条第 5 号中、「横浜市工場立地法地域準則条例」とあるところを、「横浜市工場立地法市準則条例」に改めます。

（2）項ずれの改正（第 1 条及び第 3 条）

条例第 1 条の改正：本市が条例を定める根拠が、地域準則を規定した法「第 4 条の 2 第 1 項」から、市準則を規定した「第 4 条の 2 第 2 項」に変更されたため、条文を改正します。

条例第 3 条の改正：法改正に伴い、緑地面積率等の基準を定める根拠が法「第 4 条の 2 第 2 項」から法「第 4 条の 2 第 3 項」に変更されたため、条文を改正します。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日（工場立地法の一部改正の施行期日と同日）

【参考】

○「工場立地法」とは

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められた法律。

このなかで、緑地等の設置について、都道府県及び政令市が、国の基準に代えて、地域の実情に応じた独自の基準（地域準則）を定めることができるとの規定があり、これに基づき、本市では「横浜市工場立地法地域準則条例」を制定している。